

- 政策目標 2 - 1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現等に向けて、令和 7 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1：賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2：税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「諮問」(令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)
- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定)

施策

政2-1-1：賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

「令和 7 年度税制改正の大綱」において、令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等を引き上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたします。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、EBPMの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを推進します。令和 6 年度税制改正に引き続

	き、税制調査会（用語集参照）の議論などを踏まえながら、個人所得課税については例えば働き方によって有利・不利が生じない等、公平な税制の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。 なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。
--	---

定性的な測定指標

	【主要】 政2-1-1-B-1：令和 7 年度税制改正の着実な実施と令和 8 年度税制改正の検討 （目標の内容） 令和 7 年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和 8 年度税制改正の内容を検討していきます。 （目標の設定の根拠） 「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦 2 人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「諸外国における法人実効税率の比較」 ○参考指標 8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」 ○参考指標 9 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）」 ○参考指標 11 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 12 「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標 1）】 ○参考指標 13 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標 2）】

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実
取組内容	税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした、学習コンテンツの提供等を通じた働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。 さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布等の広報活動も行います。 その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。 税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標						
政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	32,737	33,135	33,585	N.A (今後集計)	
(注) 令和6年度実績値は、令和7年6月までにデータが確定するため、令和6年度実績評価書において掲載予定です。 (出所) 大臣官房文書課広報室調 (目標値の設定の根拠) 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						

定量的な測定指標						
政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	80	85	85	85	85
	実績値	91.3	91.1	88.5	N.A (今後集計)	
(注1) 令和6年度実績値は、令和7年6月までにデータが確定するため、令和6年度実績評価書において掲載予定です。 (注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。 (出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。						

定性的な測定指標

〔主要〕 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

(目標の内容)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	(項) 税制企画立案費	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	内 諸外国の税制に関する調査	25,410千円	25,410千円	24,631千円		001358
	補正予算	△1,191千円	△1,646千円			
	繰越等	—		N. A.		
	合 計	157,187千円		N. A.		
執行額		113,560千円		N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名

主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）

政策評価実施時期

令和8年6月（予定）